

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税及び地方消費税は8%となり、地方消費税の割合が1%から1.7%に引き上げられました。また、令和元年10月1日からは消費税及び地方消費税は10%となり、地方消費税の割合も1.7%から2.2%に引き上げられました。

これらに伴う「地方消費税交付金」の増額分については、社会保障施策に要する経費に充てることとされており、これらの経費への充当について明示することとされています。

つきましては、「地方消費税交付金」の増額分を充てる社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費について、お知らせします。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 165,699 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 2,086,466 千円

（単位：千円）

事業名		令和8年度 当初予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	432,186	158,503	0	6,394	34,914	232,375
	児童福祉事業	1,213,237	492,859	36,500	64,105	80,953	538,820
	小計	1,645,423	651,362	36,500	70,499	115,867	771,195
保健衛生	保健衛生事業	79,077	1,435	0	1,236	9,980	66,426
	母子保健事業	66,649	14,858	0	25	6,762	45,004
	小計	145,726	16,293	0	1,261	16,742	111,430
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	41,851	22,810	0	6	2,485	16,550
	介護保険特別会計繰出金	132,790	3,724	0	0	16,858	112,208
	後期高齢者医療特別会計繰出金	120,676	15,411	0	0	13,750	91,515
	小計	295,317	41,945	0	6	33,093	220,273
合計		2,086,466	709,600	36,500	71,766	165,699	1,102,898